

## 東京都暑さ対策グッズコンテスト開催要綱

この要綱は、公益財団法人東京都環境公社及び東京都が主催する「東京都暑さ対策グッズコンテスト事業」の基本的な事項を定めるものです。

### 1 東京都暑さ対策グッズコンテスト開催の趣旨

近年、気候変動による猛暑の影響を受け、熱中症のリスクが年々高まっています。東京都は2050 東京戦略において「命を守る熱中症対策」を目標に掲げ、様々な熱中症対策を推進しています。

このたび、優れた暑さ対策グッズを広く募集し、厳正な審査を経て選定・表彰することで、都民が健康で安全に夏を過ごせる社会を実現していくため、東京都暑さ対策グッズコンテスト（以下「グッズコンテスト」という。）を開催します。多様な使用環境や対象者に適した暑さ対策グッズの普及を通じて、熱中症対策の重要性を広く発信し、暑さ対策の普及と機運の高まりを促進することにより、安心して暮らせる都市づくりへの貢献を目指します。

### 2 グッズコンテスト概要

専門家及び都民による審査・投票を経て、優れた商品を表彰・発信します。グッズコンテスト受賞グッズ（以下「受賞グッズ」という。）等は都民の利用促進のため、東京都熱中症対策ポータルサイトや猛暑対策展等で広く紹介します。

グッズコンテストで募集する暑さ対策グッズは、次の4部門に分かれています。

#### (1) 日陰づくり部門

直射日光を遮り、体感温度の上昇を抑えるアイテム（日傘、遮光帽子等）

#### (2) 水分・塩分補給部門

脱水・電解質不足を防ぐアイテム（経口補水液、塩タブレット等）

#### (3) 体温冷却・調節部門

皮膚温や深部体温の上昇を抑えるアイテム（ファン付きウェア、冷却機器等）

#### (4) 測定・見守り部門

暑さの「見える化」と注意喚起・見守りを行うアイテム（WBGT計、温湿度計、見守りアプリ等）

### 3 要領の策定

この要綱に基づき、グッズコンテスト開催に必要な次の3つの要領を別途定めます。

(1) 東京都暑さ対策グッズコンテスト応募要領（以下「応募要領」という。）

(2) 東京都暑さ対策グッズコンテスト審査要領（以下「審査要領」という。）

(3) 東京都暑さ対策グッズコンテスト受賞グッズ展開催要領（以下「受賞グッズ展開催要領」という。）

領」という。)

#### 4 グッズコンテストへの応募

グッズコンテストは、応募者からの応募に基づき実施されます。応募の詳細は、応募要領に定めます。

#### 5 グッズコンテストの審査及び受賞グッズの選出

グッズコンテストの審査は、応募者から提示された情報を基に行う第一次審査と、応募商品の展示等を基に行う都民投票による第二次審査によって実施します。

第二次審査を通過し、主催者による発表を経て、応募商品は受賞グッズとなり、応募者は受賞者となります。

評価基準は、次のとおりです。

- (1) 有効性：熱中症予防への実効性・科学的根拠
- (2) 創意工夫：新しい工夫やアイデア
- (3) ユーザビリティ：デザイン性、使いやすさ、携帯性、安全性
- (4) 持続可能性：環境負荷、再利用、長期使用、ユニバーサルデザイン、カーボンフットプリント

#### 6 審査委員会の設置

主催者は、一次審査実施のため、グッズコンテストの趣旨を理解し、豊富な暑熱対応・熱中症に関する医学的知見、デザイン経験等を有する有識者からなる東京都暑さ対策グッズコンテスト審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置します。

#### 7 グッズコンテスト表彰カテゴリー

グッズコンテストでは、第一次審査通過商品を対象として第二次審査を実施し、次の賞を授与します。

賞名	概要	授与数
グランプリ	総合評価が最も高い商品（第二次審査最多得票）に授与（各部門1つずつ）	4
イノベーション賞	先進性に優れた商品に授与（イノベーション賞に相応しい商品として第二次審査最多得票）	1
ユーザビリティ賞	使いやすさ・安全性に優れた商品に授与（ユーザビリティ賞に相応しい商品として第二次審査最多得票）	1
審査員特別賞	独自性や社会的意義が高い商品に授与（審査委員会により選出）	1

奨励賞	上記各賞受賞以外の第一次審査通過商品に授与	—
-----	-----------------------	---

#### 8 受賞グッズの発表

主催者は、グッズコンテスト受賞イベントを開催し、受賞グッズを発表します。受賞者は、この発表をもって受賞結果を公表することができるようになります。

#### 9 猛暑対策展における展示の開催

主催者は、受賞グッズを広く社会に紹介するため「猛暑対策展」に出展し、受賞グッズを展示します。詳細は、受賞グッズ展開催要領に定めます。

#### 10 受賞グッズの表彰

主催者は、受賞グッズの応募者に対し、表彰状を贈呈します。

#### 11 暑さ対策グッズの広報活動

主催者は、受賞グッズ等を通じて、広く都民に熱中症対策への理解を深める広報活動を展開します。

#### 12 グッズコンテストに係る協力

応募者は、応募要領及び受賞グッズ展開催要領に定める現物の提供、プレゼンテーションの実施等に協力するものとします。

#### 13 提供情報の取扱い

主催者は、応募者から提供された情報をグッズコンテストに関する広報のために使用することがあります。

また、主催者は、受賞に至らなかった理由を含め、個別の審査内容に関する情報の開示請求には対応しません。詳細は、応募要領に定めます。

#### 14 応募グッズに関する情報の守秘義務

主催者、審査委員及び審査会等業務の関係者は、応募対象についての非公開情報や審査等を通じて得られた秘密情報について守秘義務を負います。

#### 15 応募者の責任に帰する事項

グッズコンテストの応募対象に関する意匠権等の知的財産権、品質、性能、安全性等の要件及びその販売、施工等に関して生じた問題の責任については、応募者が負うものとし、主催者はその一切の責任を負いません。

また、グッズコンテストへの応募により、応募者、受賞者あるいはその他の第三者の間

で生じた紛争については、主催者はその一切の責任を負いません。

#### 16 応募の取下げ及び失格

応募者は、応募の確定後であっても、応募要領に定める期限までは応募を取り下げることができます。

なお、応募者が、本要綱及び応募要領に定める事項に違反した場合、主催者はその応募者を失格とします。

#### 17 受賞の取消し

グッズコンテストの受賞者が、受賞発表後に本要綱、応募要領及び受賞グッズ展開催要領に定める事項に違反した場合、主催者は、その受賞を取り消すことができます。

また、受賞グッズについて、次の事実が判明した場合、主催者は、その受賞を取り消すことができます。

- (1) 受賞グッズが、その機能的欠陥等から社会的に著しい損害を与えた場合
- (2) 受賞グッズが、他者の意匠権等の知的財産権を侵害していると公に認められた場合
- (3) 受賞者及び受賞グッズに暴力団等の反社会的勢力に係る個人、法人及び団体等が関連している場合

#### 附 則

この要綱は、令和8年1月30日から施行する。